

一般財団法人 新潟県水泳連盟

委員会規程

【目的】

第一条 本規程は、一般財団法人新潟県水泳連盟（以下「本連盟」という。）の定款・第3条及び第4条に規定する目的・事業に関して、理事会の議決に基づき、各専門事項に関する事業を執行するために、委員会を組織し、その組織等について必要な事項を定めることを目的とする。

【委員会設置】

第二条 本連盟の設置する委員会等の種別は、次の通りとする。

（1）通常委員会

- ① 競泳委員会（シニア部門・ジュニア部門）
- ② 飛込委員会
- ③ 水球委員会
- ④ AS 委員会
- ⑤ OWS 委員会
- ⑥ 指導者委員会
- ⑦ 日本泳法委員会
- ⑧ SC 委員会
- ⑨ マスターズ委員会
- ⑩ 競技委員会
- ⑪ 記録委員会
- ⑫ 医科学委員会
- ⑬ 総務委員会
- ⑭ 広報委員会
- ⑮ 情報システム委員会
- ⑯ 倫理・コンプライアンス委員会

（2）特別委員会

【選任及び構成】

第三条 各委員会の委員は、本連盟理事及び各委員会からの推薦者を、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

2 各委員会の構成は、次の通りとする。

- (1) 委員長 1名（委員会の委員の互選により選出し、会長が委嘱する。）
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名
- (4) その他、委員会において必要な構成を設けることができる。

【任期】

第四条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、定款・第25条に定める本連盟理事の任期と同じく終了する。但し、再任を妨げない。

【職務】

第五条 委員長は、各委員会の所管業務の範囲内において会長からの委任に基づき、委員会を統括し、業務を執行する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 委員は、委員長の業務執行を支援する。

【招集及び決議】

第六条 各委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員会を招集し、その議長となる。但し、委員の半数以上の者から要請があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 各所管分野における業務執行にあたり、委員間で協議が必要な場合には、議事を執り行い、委員長及び委員の合意により決定する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席し、意見を述べることができる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

5 本規程に定めるもののほか業務執行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

【所管事項】

第七条 各委員会の所管事項は次の通りとし、理事会の管理の下、その業務を行う。

(1) 通常委員会

① 競泳委員会（シニア部門・ジュニア部門）

- (i) 選手の強化育成、技術向上に関すること
- (ii) 選手強化のための合宿実施に関すること
- (iii) 本連盟を代表して参加する競技会における代表選手、監督の選考及び派遣に関すること
- (iv) 競技力向上のための研修会、講習会に関すること
- (v) 選手強化費の配分に関すること
- (vi) その他競泳に関すること

② 飛込委員会

- (i) 選手の強化育成、技術向上に関すること
- (ii) 選手強化のための合宿実施に関すること
- (iii) 本連盟を代表して参加する競技会における代表選手、監督の選考及び派遣に関すること
- (iv) 競技力向上のための研修会、講習会に関すること
- (v) 選手強化費の配分に関すること
- (vi) その他飛込に関すること

③ 水球委員会

- (i) 選手の強化育成、技術向上に関すること
- (ii) 選手強化のための合宿実施に関すること
- (iii) 本連盟を代表して参加する競技会における代表選手、監督の選考及び派遣に関すること
- (iv) 競技力向上のための研修会、講習会に関すること
- (v) 選手強化費の配分に関すること
- (vi) その他水球に関すること

④ AS委員会

- (i) 選手の強化育成、技術向上に関すること

- (ii) 選手強化のための合宿実施に関すること
 - (iii) 本連盟を代表して参加する競技会における代表選手、監督の選考及び派遣に関すること
 - (iv) 競技力向上のための研修会、講習会に関すること
 - (v) 選手強化費の配分に関すること
 - (vi) その他 AS に関すること
- ⑤ OWS 委員会 (オープンウォータースイミング委員会)
- (i) OWS 大会の開催に関すること
 - (ii) OWS 水泳の普及、発展に関すること
 - (iii) その他 OWS 水泳に関すること
- ⑥ 指導者委員会
- (i) 水泳の普及に関すること
 - (ii) 公認水泳指導員の養成及び資質向上のための研修会に関すること
 - (iii) 公認水泳指導員の検定のための講習会及び検定に関すること
 - (iv) 公認水泳指導者の登録に関すること
 - (v) 水泳指導員会に関すること
 - (vi) その他普及に関すること
- ⑦ 日本泳法委員会
- (i) 日本泳法の研究に関すること
 - (ii) 日本泳法の保存に関すること
 - (iii) 日本泳法の普及に関すること
 - (iv) 日本泳法大会への参加に関すること
 - (v) その他日本泳法に関すること
- ⑧ SC 委員会(スイミングクラブ委員会)
- (i) SC 大会の開催に関すること
 - (ii) SC 間の連絡・調整に関すること
 - (iii) その他 SC に関すること
- ⑨ マスターズ委員会
- (i) 県マスターズ大会の開催に関すること
 - (ii) 県マスターズ水泳の普及、発展に関すること

- (iii) 日本マスターズ水泳協会に関する事
- (iv) その他マスターズ水泳に関する事
- ⑩ 競技委員会
 - (i) 本連盟主催、主管の競技会の開催に関する事
 - (ii) 競技会日程及び大会要項の立案に関する事
 - (iii) 競技役員養成及び資格認定等に関する事
 - (iv) その他競技会に関する事
- ⑪ 記録委員会
 - (i) 公式競技会及び公認協議会の記録の収集に関する事
 - (ii) 新潟県記録の公認及び種目別年度30傑に関する事
 - (iii) 公認記録の整備、保存及び申請に関する事
 - (iv) (公財)日本水泳連盟への記録の報告に関する事
 - (v) その他記録に関する事
- ⑫ 医科学委員会
 - (i) 水泳及び水泳競技の医科学的研究及び指導・助言に関する事
 - (ii) 水泳競技の競技力向上の医科学的研究に関する事
 - (iii) 選手の健康管理に関する事
 - (iv) 選手の医科学的知識の普及と啓蒙に関する事
 - (v) その他医科学に関する事
- ⑬ 総務委員会
 - (i) 定款その他の規程等の制定及び改廃に関する事
 - (ii) 理事会、評議員会の開催・運営に関する事
 - (iii) 各委員会及び加盟団体との協調及び連携に関する事
 - (iv) 本連盟の財政収支に関する事
 - (v) 表彰、激励等に関する事
 - (vi) (公財)日本水泳連盟、(公財)新潟県体育連盟及び関係部署に対する連絡及び報告に関する事
 - (vii) 事務局に関する事
 - (viii) その他渉外並びに庶務に関する事
- ⑭ 広報委員会

- (i) 機関紙並びに刊行物に関すること
- (ii) その他広報業務に関すること
- ⑮ 情報システム委員会
 - (i) 競技者登録及び競技会運営の情報システムに関すること
 - (ii) インターネットによる広報及び情報発信に関すること
 - (iii) 個人情報の管理に関すること
 - (iv) その他業務に関するシステムの運用に関すること
- ⑯ 倫理・コンプライアンス委員会
 - (i) 倫理・コンプライアンス規程第2条に定める役職員等及び加盟団体の綱紀粛正の推進に関すること
 - (ii) 処分規程第14条以下の規定に従い、調査をし、処分についての意見をまとめること
 - (iii) その他倫理・コンプライアンスに関すること
- (2) 特別委員会

本委員会は、本連盟の業務執行に必要となる特定の専門事項について、調査研究、協議及び審査を行い、理事会に意見を具申する。

本委員会の所管事項、組織及び運営に関する規則は、理事会の決議により定める。

【改廃】

第八条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 令和6年4月1日一部改訂
(第二条、第六条、第七条⑯)